

助成制度	対象者	自己負担	所得基準															
乳幼児等・子ども	0歳児～18歳	なし	所得制限なし (ただし、中学3年生までは保護者の所得の確認が必要)															
高齢期移行	65～69歳で世帯全員が市民税非課税	2割負担 区分Ⅱ/ ・外来限度額 月12,000円 ・外来+入院限度額 月35,400円 区分Ⅰ/ ・外来限度額 月8,000円 ・外来+入院限度額 月15,000円	区分Ⅱとは… 市民税が非課税世帯で本人の年金収入と他の所得の合計が80万円以下で、かつ要介護2以上に該当する方 区分Ⅰとは… 市民税非課税世帯で、世帯全員の所得が0円の方															
重度障害者等・高齢重度障害者等	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	・外来限度額/1医療機関あたり1日600円で月2回まで(低所得者400円) ・入院限度額/1割負担で月2,400円(低所得者1,600円) ※18歳までは自己負担なし	本人、配偶者および扶養義務者の市民税所得割額が235,000円未満 ※18歳までは所得制限を超えた場合、子ども医療費受給者証がです。															
母子家庭等	18歳に達した年度末までの児童または20歳未満の高校在学中の児童を監護する母または父およびその児童、遺児	・外来限度額/1医療機関あたり1日800円で月2回まで(低所得者400円) ・入院限度額/1割負担で月3,200円(低所得者1,600円) ※18歳までは自己負担なし	児童の親または扶養義務者の所得が下記の基準未満※詳しくは市HPを参照 <table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養人数</th> <th>親と子を助成</th> <th>子のみ助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>なし</td> <td>49万円</td> <td>192万円</td> </tr> <tr> <td>1人</td> <td>87万円</td> <td>230万円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>125万円</td> <td>268万円</td> </tr> <tr> <td>3人</td> <td>163万円</td> <td>306万円</td> </tr> </tbody> </table> ※18歳までは所得制限を超えた場合、子ども医療費受給者証がです。	扶養人数	親と子を助成	子のみ助成	なし	49万円	192万円	1人	87万円	230万円	2人	125万円	268万円	3人	163万円	306万円
扶養人数	親と子を助成	子のみ助成																
なし	49万円	192万円																
1人	87万円	230万円																
2人	125万円	268万円																
3人	163万円	306万円																

6月下旬に新しい福祉医療費受給者証(母子家庭等)には現況届・新たに対象となる方には申請書)を郵送します。
 ※7月から精神障害者保健福祉手帳所持者全員を対象を拡大(所得制限あり)

福祉医療費受給者証 7月から更新

2月～5月分の児童手当の支給日は6月10日(金)

入金通帳記帳等でご確認ください。申請時期により振込日が変わることがあります。

- 現況届の提出が必要な方**
 - ・離婚協議中で配偶者と別居している方
 - ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所が実際の居住地と異なる方
 - ・施設、里親の方 など
- 現況届の提出が必要な方は、案内を送付しますので提出をお願いします。

児童手当の制度一部変更

【変更点1】現況届の提出が原則不要になります
 児童の養育状況に変わりがなければ、一部の方を除き、現況届の提出が原則不要になります。
 ●**現況届の提出が必要な方**
 ・離婚協議中で配偶者と別居している方
 ・配偶者からの暴力等により、住民票の住所が実際の居住地と異なる方
 ・施設、里親の方 など
 現況届の提出が必要な方は、案内を送付しますので提出をお願いします。

【変更点2】所得が基準額以上の方は、手当が支給されません
 令和4年6月分以降(令和4年10月支給分)、児童を養育している方の所得が表の「②所得上限限度額」以上の場合、手当は支給されません。

問合先…地域福祉課 ☎ 8709	扶養親族等の数	0人	1人	2人	3人	4人	5人	児童一人あたりの手当月額
①所得制限限度額(万円)		622	660	698	736	774	812	①未満の場合 10,000円または15,000円(従来どおり) ①以上の場合 5,000円(従来どおり)
【新設】 ②所得上限限度額(万円)		858	896	934	972	1,010	1,048	②以上の場合 手当の支給はありません

広告

広告

兵庫県後期高齢者医療広域連合の保険料率			
	均等割額	所得割率	賦課限度額
令和4・5年度	50,147円	10.28%	66万円
令和2・3年度	51,371円	10.49%	64万円

保険料額の通知について
 個人ごとの保険料額は7月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

兵庫県の令和4年度保険料の計算方法

年間の保険料は被保険者一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計します。

$$\text{均等割額} + (\text{総所得金額等(注)} - 43\text{万円}) \times \text{所得割率} 10.28\% = \text{保険料額(年額)} \leq \text{上限} 66\text{万円}$$

(注) 総所得金額等とは収入額から次の控除額を引いた金額です。(公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費。ただし、所得控除額(社会保険料控除額、扶養控除額等)は含みません。)

所得の低い方の軽減(令和4年度)

世帯(世帯主と世帯内の被保険者)の令和3年中の総所得金額等が一定の金額以下の方は、均等割額が軽減されます。

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準額以下の世帯	軽減割合(軽減後均等割額:年額)
基礎控除額(43万円) + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)	7割(15,044円)
基礎控除額(43万円) + 28.5万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)	5割(25,073円)
基礎控除額(43万円) + 52万円 × 被保険者数 + 10万円 × (年金・給与所得者数 - 1)	2割(40,117円)

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

被扶養者であった方の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者であった方は、所得割額がかからず、後期高齢者医療制度の被保険者となってから2年間は均等割額が5割軽減され、年額25,073円となります。

なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた方は対象となりません。
 ※被扶養者であった方でも、世帯の所得が低い方の軽減を受けることができます。ただし、両方受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。

令和4年度 国民健康保険税率の変更内容

課税区分	改正前	改正後	増減	
基礎課税分(医療給付分)	所得割率	7.7%	7.4%	
	均等割額	27,000円	27,000円	
	平等割額	26,000円	21,000円	
後期高齢者支援金等課税分	所得割率	2.9%	2.8%	
	均等割額	9,000円	9,000円	
介護納付金課税分	所得割率	2.3%	2.3%	
	均等割額	10,000円	10,000円	
	平等割額	6,000円	6,000円	
課税限度額	基礎課税分(医療給付分)	63万円	65万円	2万円
	後期高齢者支援金等課税分	19万円	20万円	1万円
	介護納付金課税分	17万円	17万円	変更なし

問合先…国保医療課 ☎ 8721
 令和4年度の国民健康保険税率と課税限度額が次のとおり変更されます。
 国民健康保険は、国保加入者が納めた国民健康保険税と、国・県からの交付金で運営されています。増加していく医療費の動向を注視しながら、今後も適切な国保運営を図っていきます。なお、軽減基準額は令和3年度と同じです。

- 所得割率…加入者の前年分所得から計算した基準となる所得に乗じる税率
- 均等割額…加入者1人あたりの税額
- 平等割額…加入世帯1世帯あたりの税額
- 課税限度額…所得割額、均等割額、平等割額の合計金額の限度額

令和4・5年度の保険料率を決定しました

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率(均等割額と所得割率)は2年ごとに見直します。
 問合先…国保医療課 ☎ 8796
 兵庫県後期高齢者医療広域連合(コールセンター) ☎ 078-326-2021

国民健康保険税の税率等変更